『河川教育学研究』投稿規定

日本河川教育学会

第１条 投稿は本学会会員に限る。ただし、筆頭著者以外に非会員を含むことができる。

第２条 投稿原稿は、河川教育の研究や教育実践に貢献するものであり、他の刊行物に未発表のもの及び他の学術雑誌等に投稿中もしくは投稿予定ではないものに限る。ただし以下のものについては初出を明記することを条件として未発表のものと見なす。

（1）各種学会大会等において発表要旨集等に収録されたもの。

（2）シンポジウム、研究発表会、講演会等の概要、資料等として発表されたもの。

第３条 投稿の区分は、原著論文、実践論文、その他とする。投稿の際には、収録を希望する区分を申し出る。なお、本誌では下記(1)～(2)を論文と称する。

（1）原著論文は、理論的または実証的な独創性のある研究論文として完結した体裁を整えているものとする。

（2）実践論文は、有効性のある教育実践研究、教材・教具・教育システム等の開発研究とする。

（3）その他は、実践報告、資料、レポートなどの情報提示とする。

第４条 原著論文、実践論文は、２名の査読者による査読を経て、採否を決定する。その他については、内容を確認し、掲載を決定する。

第５条 投稿原稿は刷り上がり時において、原著論文および実践論文とも 10 ページまでとする。

第６条 投稿原稿は、別に定める投稿原稿フォーマットに従って作成する。

第７条 原稿（図・表の別ファイルを含む）は PDF 形式の電子ファイルとし、投稿申請書とともに、論文本体は著者名をマスキングの上、編集委員会事務局までメール添付で送信する。送信時の件名は「河川教育学研究投稿（著者名）」とする。

＜原稿送り先＞ 日本河川教育学会編集委員会編集委員長 宛
E-mail：knorio@shirayuri.ac.jp

第８条 掲載された論文等の著作権は日本河川教育学会に属する。

第９条 投稿原稿は原則として返却しない。

第 10 条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない